

○ 鳥取大学教員の就業に関する規程（抄）

〔平成16年4月1日
鳥取大学規則第37号〕

（定義）

第2条 この規程において「教員」とは、次に掲げる者（常勤に限る。）をいう。

- 一 教授，准教授，講師，助教及び助手（以下「大学教員」という。）
- 二 教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭（以下「附属学校教員」という。）

（定年）

第9条 大学教員の定年は，満65歳とし，その定年に達した日以後における最初の3月31日に退職するものとする。

○ 国立大学法人島根大学教育職員の就業の特例に関する規程（抄）

〔平成16年4月1日
島根大学規則第30号〕

（定義）

第2条 この規程で教育職員とは，次の各号に掲げる者（常勤に限る。）をいう。

- (1) 教授，准教授，講師，助教及び助手（以下「大学教員」という。）

（定年）

第7条 大学教員の定年は，満65歳とし，その定年に達した日以後における最初の3月31日に退職するものとする。

附 則

第1条 この規程は，平成16年4月1日から施行する。

第2条 次の各号に掲げる者については，第7条の規定にかかわらず次の表の左欄に掲げる期間について，右欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日に退職するものとする。

- (1) 平成15年9月30日に統合前の島根大学に在職していた大学教員
- (2) (略)
- (3) 平成15年10月1日以降，新たに島根大学に任用された大学教員（医学部，医学部附属病院，産学連携センター地域医学共同研究部門，総合科学支援センター実験動物分野及び生体情報・R I 実験分野並びに保健管理センター出雲に所属する大学教員を除く。）

期 間	定年年齢
平成15年10月1日から平成18年3月31日まで	満63歳
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	満64歳

○ 国立大学法人山口大学職員就業規則（抄）

〔平成16年4月1日〕
〔山口大学規則第41号〕

（定義）

第2条 この規則において「職員」とは、本法人に勤務するすべての者をいう。

2 この規則において「大学教育職員」とは、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに教授（寄附講座等）、准教授（寄附講座等）、講師（寄附講座等）、助教（寄附講座等）及び助手（寄附講座等）の職にある者をいう。

（定年）

第19条 職員の定年は、満60歳とする。ただし、大学教育職員は満63歳とする。

2 定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。